

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則（抄）

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則（抄）

（認定の申請）

第3条 条例第9条第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定・変更認定申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第1(1)の項から(3)の項までに掲げる図書（同条第1項後段の規定による認定を受けようとする者にあつては、建築物の計画の変更に係る図書に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

（認定の基準）

第5条 条例第9条第2項に規定する別に定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

（承認の申請）

第2条 条例第10条第1項の規定による承認を受けようとする者は、承認・変更承認申請書（第2号様式）の正本及び副本に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図書（同条第1項後段の規定による承認を受けようとする者にあつては、建築物の計画の変更に係る図書に限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該承認に係る建築物が認定建築物である場合 別表第1(4)の項に掲げる図書

(2) 当該承認に係る建築物が認定建築物以外の建築物である場合 別表第1(1)の項、(3)の項及び(4)の項に掲げる図書

（火災の発生を自動的に感知し、及び警報を発する設備）

第13条 条例第13条第1項第8号及び条例第14条第1項第2号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるもののいずれかに、屋外に警報を発するための機能を付加したものとする。

(1) 住宅用火災警報器（警報器のうち、住宅の火災により生じる熱、煙又は炎を利用して火災を自動的に感知し、及び警報を発するものをいう。）

(2) 前号の設備と同等以上の性能を有する設備